

令和6年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和6年9月12日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榊原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	加藤勝廣君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山田弘幸君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	鈴木研司君
総務担当主査	飯野真有君

◎議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 一般質問＜P 3～P 2 1＞ |
| 日程第 2 | 報告第 1 7 号 令和 5 年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について＜P 2 1～P 2 2＞ |
| 日程第 3 | 議案第 6 4 号 令和 5 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 4 | 議案第 6 5 号 令和 5 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 5 | 議案第 6 6 号 令和 5 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 6 | 議案第 6 7 号 令和 5 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 7 | 議案第 6 8 号 令和 5 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 8 | 議案第 6 9 号 令和 5 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 9 | 議案第 7 0 号 令和 5 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 1 号 令和 5 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 2 号 令和 5 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 3 号 令和 5 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 2 2～P 2 3＞ |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、報告第17号の報告を受けた後、議案第64号から議案第73号までの各会計の決算認定について、提案理由の説明を受け質疑を行った後、令和5年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

1 番早瀬川恵君。

（1 番早瀬川恵君 登壇）

○1 番（早瀬川恵君） 初めに、昨日の一般質問と重複しないように気をつけますが、新しく聞いていただけることもお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたの

で、通告書に従い、一般質問を行います。

件名、高齢者の移動手段確保について。

近年、高齢ドライバーが関係する交通事故のニュースが連日のように報道され、社会的にも大きな問題となっています。

ブレーキとアクセルの踏み間違いや高速道路の逆走など、年齢による認知機能の低下等が原因と考えられるような交通事故が多発しています。

昨年10月には、釧路市内の病院駐車場で、高齢者が運転する乗用車に幼児がひかれて亡くなるという死亡事故が発生しました。翌日も同じ市内で、高齢ドライバーによる死亡交通事故が発生し、立て続けに起きてしまった大変ショッキングで痛ましい出来事でした。

このような交通事故を未然に防止するためにも、高齢者の運転免許証自主返納は有効な手段であると考えますが、その一方で、都市部と違って公共交通機関が発達していない地方において、特に本町のように広い面積を有する町では、移動手段として車の運転が欠かせないことから、それが運転免許証返納の足かせになっているのではないかと考えます。

高齢化の進展に伴い、運転免許証を返納しても安心して通院や買物などができるよう、高齢者の移動手段確保と高齢者交通安全の施策の必要性が高まっていると考えますことから、以下の点について伺います。

1、町内における高齢者の運転免許証保有者数について。

2、町内における過去5年間の運転免許証自主返納者の推移について。

3、運転免許証自主返納者の啓蒙、啓発などの取組状況について。

4、運転免許証自主返納者に対する特典等の内容について。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 早瀬川議員の「高齢者の移動手段確保について」の一般質問にお答えします。

1点目の「町内における高齢者の運転免許証保有者数について」ですが、令和6年8月末で町内65歳以上の高齢者の保有者数は1,557名となっています。

2点目の「町内における過去5年間の運転免許証自主返納者の推移について」ですが、本別警察署に確認したところ、年度ごとの免許証自主返納者数については集計をしていないとのことでした。

3点目の「運転免許証自主返納の啓蒙、啓発などの取組状況について」ですが、本別警察署や足寄町交通安全協会などと連携を図りつつ、広報紙等に運転免許証自主返納支援事業について掲載するとともに、老人クラブでの交通安全教室開催時などで周知を行っているところです。

4点目の「運転免許証自主返納者に対する特典等の内容について」ですが、昨日、矢野議員の一般質問の際にも触れましたが、本町においては、平成30年度より高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しており、65歳以上の町民が運転免許証を自主返納する際に、運転経歴証明書取得に必要な手数料1,100円を補助しております。

また、運転免許返納者の交通手段の確保の一環として、65歳以上の町民を対象としたあしバス運賃の無料化や、高齢者等通院支援事業、患者輸送バスの運行を実施しております。

その他、北海道やバス事業者より運転経歴証明書を提示した場合に、バスの運賃が半額となる制度や、小売店での優遇が受けられる制度なども提供されていますことから、情報提供を進めてまいります。

今後も運転免許証自主返納への啓発及び、高齢者の移動手段確保について取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、早瀬川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 我が町として、高齢者の運転免許証保有者数は1,557名とのことでしたが、全体に占める割合の直近の状況は5年前と比較してどうか、もし分かりましたら教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 申し訳ございません。5年前と比較した資料については本日持ち合わせておりませんので、お答えできません。申し訳ないです。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 2023年時点で、日本全国の75歳以上の運転免許証保有者数は約53万人で、この年齢層の免許保有者数は増加傾向にあり、特に過去10年間で約1.8倍に増えています。

高齢者ドライバーの増加に伴い、安全運転のための対策も強化されています。例えば、75歳以上の方は、運転免許の更新時に認知機能検査が義務づけられていて、必要に応じて講習を受けることが求められています。この認知機能検査なのですが、平成29年、道路交通法が改正され、75歳以上は3年ごとの免許更新時に認知機能検査を受け、認知症のおそれがあると判断された場合は、医師の診断が義務化されています。そこでお尋ねします。

足寄町では過去に認知症が原因と思われる交通事故はありましたでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 認知症を原因とする事故であるということについては、本町としては把握しておりません。申し訳ないです。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） ありがとうございます。

たとえ交通事故を起こしたドライバーが認知症の可能性がある場合においても、事故の直接的な原因が調査されるため、交通

事故の発生原因が認知症によるものであるかは判断されていないようですので、把握されるのはなかなか難しいとは思いましたが、もし把握されていたらと思ひましてお聞きしました。

では、高齢化が進む中で、75歳以上の高齢運転者による事故は、75歳未満の運転者と比較して、車両単独による事故の割合が高いです。特に認知機能が事故の一因となるケースが多く、具体的には工作物衝突、ガードレールやフェンスへの衝突、電柱や街灯への衝突、建物や壁への衝突、また標識や信号機への衝突、あと路外逸脱、車両が道路の車線から外れてしまうことの割合が多く、高齢運転者の事故の多くは操作不適、ハンドル操作不適とブレーキとアクセルの踏み間違いによるものが多く、75歳未満の運転者に比べて約3倍の差があります。

高齢化比率が非常に高い足寄町も、今年の1月の時点では4.5人に1人が75歳以上の高齢者です。高齢ドライバーの事故防止に向けた環境を整えることは、町としても町民の命を守る大事な責務だと思ひます。町として何か対策等お考えになられていることがありましたら教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 高齢者の自主返納に対する対策について、今答弁させていただいたように、高齢者の交通事故等が多発していることから、自主返納を進めてもらうよう、広報等による周知や、老人クラブの交通安全教室開催時の周知をこれからも進めていきたいと思ひていますし、北海道やバス事業者から提供されているサービスにつきましても、まだ知らなかったという方もいらっしゃるでしょうから、その辺の周知についても進めてまいりたいと思ひます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 全国的には、安全

運転サポートカーの導入で、少しずつ減少傾向にあるようです。道内では大手レンタカーが導入し進んでいるようですが、まだ安全サポートカーの導入は少なく、高齢ドライバーによる死者の割合は全体の54.7%を占めていて、増加傾向にあります。これは、車両単独による事故が多く、使用中の事故も目立ちます。ほかの町では高齢者安全運転サポート補助として、令和3年から高齢者の交通事故防止のため、安全運転支援装置の搭載された自動車の購入や、御自身が所有する自動車に安全運転支援装置を搭載した費用に対しての助成を行っています。

被害者だけでなく、加害者やその家族の人生を変えてしまうような事故を防ぐためには、安全サポート機能車両の普及や、高齢者の自動車運転時のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故防止の装置の設置費用に対する補助事業も、今後の課題として検討していく必要があるのではないかとと思ひますが、町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） サポートカーということで、今かなりそういう運転をサポートしてくれるという車が増えてきています。前に障害物というか、車だとか、そういう障害物があつたときにブレーキ踏むのが遅れても、ブレーキがかかるようなものだとか、それから横に振れないだとか、白線をきちんと監視しながら車線からはみ出ないようにだとか、はみ出すようになったら連絡というか警報が出るだとかというような、いろいろな形でサポートカーというのが出てきていて、だんだん高齢になってきて新しく車を買うときには、やはりできるだけ新しいいろいろな機能がついている車が望ましいのではないかとこのように僕も言われています。そういうことで言われたこともありまして、これから車を新しく買うとなると、新車は大体そういうのがつ

いていると思うのですけれども、そういう車がいいのかなというふうに思います。それは高齢者だけに限らず、若い人たちも含めて、そういうサポートがされている車のほうがより安全に運転ができるのかなというふうに思っています。

ただ、車を購入するといったところでいくと、やはり個人の所有物でありますので、なかなかそれに対する補助だとかというのは考えにくいのかなというふうに思っています。

ただ、例えばお話にあったような、よくコンビニだとかに突っ込んでしまったというような、ブレーキとアクセルを間違えて、アクセルを踏み込んでしまったとかというような事故などもよくニュースなどで見ますけれども、そういったときにアクセルを踏んでも急発進しないだとか、そういう装置も今の車にも取り付けることができるというようなこともあるようですので、そういうのもやはり必要なことなのかなというふうに思っています。より安全に車に乗っていただく、そういう形の中では、そういう機能も必要な部分もあるのかなと思っておりますので、今現状で補助するとかというようなことは全然今考えていなかったのですけれども、今後において、どういう方がそういうことが必要なのかといったところもあるのですけれども、どういう方に補助ができるのかだとかというようなところもあると思いますけれども、そういうことも今後の交通安全だとかといった部分の検討の中には入ってくるのかなと感じているところであります。

今の早瀬川議員の質問のお話の中身を十分参考にさせていただきながら、今後の中でどうしていくのかだとかといったところ、機械の中身もちょっとよく分からないのですけれども、どうやったら取り付けられるのかだとか、どのぐらいの費用がかかるのかだとか、そういったこともちょっと分かりませんから、今後の調査というかを

させていただきながらということにさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1 番早瀬川恵君。

○1 番（早瀬川恵君） ありがとうございます。

車は個人の所有物ということで、そののですけれども、この安全運転支援装置の費用は、装置の種類やメーカーによって異なるのですが、一般的な価格帯は約3万円から5万円というふうに言われています。こちらの価格には、取付工賃が含まれていない場合があるので、さらに高くなるのが考えられます。個人で全額負担するには、高価で大変です。ぜひ今後の課題としていただきたいと思います。

公共機関が少ない我が町では、車が生活に欠かせないこと、さらには車の運転を生きがいとしている方のためにも、事故防止に向けた環境整備を検討する必要があると思います。どうか前向きに検討していただきたいと思います。

引き続き、通告書で運転免許証自主返納者の状況をお聞きしたのですけれども、運転経歴証明書の交付状況も、もし分かりましたら教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 運転経歴証明書取得に対して1,100円補助させていただいているのですけれども、その申請件数についてお答えします。

過去5年間についてお答えします。令和元年が10件、令和2年が4件、令和3年が7件、令和4年が9件、令和5年が10件、計40件になっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 1 番早瀬川恵君。

○1 番（早瀬川恵君） ありがとうございます。

何かばらつきがあるようなのですけれども、昨日の答弁にもありましたが、本日の

こちらにも書いてありますが、本町では運転経歴証明書を取得する場合に、必要な交付手数料1,100円は補助しているということだったのですけれども、運転免許返納後の特典としまして、各自治体でも様々な特典を付しているようです。道内の市町村例としましては、運転免許証を提示することで購入商品を自宅に配送するサービスや、商品・サービスの無料提供などを行っている自治体もあります。また、運転免許返納後の特典では、コミュニティバスを無期限で運賃無料にしたり、毎年年額1万2,000円分のタクシー乗車券を交付しているまちもあります。また、タクシーの初乗り24回分を3年間助成しているまちもありますし、タクシー券を5万円分補助しているところもあります。ほかにもいろいろありますが、最後に、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載したセーフティサポートカーの購入に要する費用の一部、1人につき1台1回限り5万円を補助されているまちもあります。道内、そして十勝管内でも、まだまだたくさんの方の移動支援の施策に取り組んでいます。

そこで、我が町としましても、勇気を持って運転免許証を自主返納された高齢ドライバーに対して、何か独自の返納支援に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） それぞれのまちの状況とか、いろいろと教えていただきましてありがとうございます。

いろいろなところで、返納をされた方に対する支援といった部分はされているというのは、ある程度私どもも知っている部分というのはあるのです。

昨日の矢野議員のお話の中でもありましたけれども、やはり返納するということになると、交通手段がなくなる、自分で自由

な時間に自由にいろいろと移動ができなくなる、そういったことに対する不安とか、不自由さとか、そういったものが大きな原因なのかなというふうに思っています。そういったことを考えていくと、やはり返納した後の交通手段をどうするのかということが、きっと大事なところなのかなというふうに感じているところであります。

そういった意味で、先ほどの答弁の中でもお答えしていますが、足寄町としては郡部のほうにも患者輸送バスを出していたり、それからまちの中ではコミュニティバスを運行していたりというようなことで、高齢者の方であれば、そんなに負担なく無料で乗れるような交通手段を確保しているというところでもあります。そういうことを踏まえて、なるべく自分が移動するための不便さというのをなくするような取組というのは、これまでも行っているところであります。

ただ、昨日の矢野議員の答弁の中でもしていますけれども、それを返納するという、勇気を持ってというお話でありましたけれども、返納するときに後押しとなるようなそういった支援というのを、昨日矢野議員からも言われておりましたけれども、そういうところでいくと、本当にその一時的なものでいいのか、今まで以上に交通手段をもっと充実させるような方法が何かできないのかとか、いろいろ検討しなければならないという部分はあるのかなというふうに思っています。

いろいろな形で、ほかのまちでもそういった支援をしているということですから、そういったことでは、確かにいろいろな方法があるのかなというふうに思っています。ただ、いかに交通手段を確保できるのかというところを考えていくと、なかなかいいアイデアがないとか、足寄町は広いので、市街地に住まわれている方、それから郊外のほうで、足寄の市街ま

で車でも30分、40分かかかるような方、そういう方たちがいろいろといらっしゃいますので、そういう方たちを一律になかなかやれない部分というのもあるのかなというふうに考えています。そんなことを考えなくていいのだよと、みんな遠くても近くても一律でもいいのではないかという考え方もあるかもしれません。ただ、先ほど言ったように、交通手段の確保をということと考えていくと、いろいろな方たちがいらっしゃるので、その方たちを一律で考えていいのかという部分もやはりあるのかなというふうに思っています、なかなかよいアイデアもないというか、まだ今のところ考えついていないというところです。今までも何かいい方法がないのかということで考えてはいるのですが、なかなかいい方法がないという状況の中で今来ているということでもあります。

今後、いずれは何ぼ車に乗っていたいと言っている、車に乗れなくなる、免許証を返納しなければならないという時期が来ると思います。そういったときに、矢野議員からいえば、それを後押しするため、それから、早瀬川議員からいえば、勇気を持って返納するというような取組の中で、そういうことを促していくというか、お願いしていく上での手法というか、何かよい方法があれば、またこれから何かよい方法がないかといったところで、検討していきたいなと思っています。

昨日、矢野議員も言っていましたけれども、事故を起こしてからでは遅いよという話もありましたし、大きな事故だけではなくて、先ほど言われたようにちょっとどこかにぶつかったりだとかという事故も、家にぶつかったりだとか、壁にぶつかったりだとか、そんなことももしかしたらあるかもしれませんし、そういった意味でいくと、いずれか自主返納しなければならないと思われる時の後押しになるような、そういう何かあればというような、昨日矢

野議員のお話でしたけれども、そういうようなことが何か考えなければならないときも出てくるのかなというふうに思っているところでもあります。

基本的には、いずれか返納しなければならない人たちのための支援という部分ということになっていくのかなというふうに思っています。なかなか今すぐ何かできるというところまでの思いというのは、考えはまだないのですけれども、今後に向けて、昨日の矢野議員のお話、それから今日の早瀬川さんのお話、そういったものを参考にさせていただきながら、今後に向けていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1番早瀬川恵君。

○1番（早瀬川恵君） 足寄町としまして、あしバスや患者輸送バスなども運行しているということで、いろいろ皆さんの足となるものを考えてくださっているのですけれども、今回の高齢ドライバーの免許返納という部分に関しては、特別感というのはちょっとないかなというふうに私としては思いました。

前後してしまうのですけれども、3番目の運転免許証自主返納の啓蒙、啓発の取組ということなのですけれども、この啓蒙、啓発の取組といいましても、なかなか自身で決断するということは難しいのかなというふうに思います。特典等があって、それがきっかけになって、啓蒙、啓発にもつながっていくのかなというふうにも考えます。この辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 自主返納の啓発については、先ほども申し上げましたけれども、老人クラブの交通安全教室だとか、それから広報などでお知らせをしているところでもあります。多分そのほかにも警察ですとか、そういったところからも、そういうような啓発などもあるのかなというふうに思っております。

そういうことだけではなくて、やはり一番は本人が気づくよりも、家族の人たちがもうそろそろ危険じゃないですかというようなことで、自主返納を勧めるというようなところなのかなというふうに思っています。

ただ、御本人はきつともってまだまだ大丈夫だというお気持ちもあったりとか、先ほども言ったように、車がなくなると足寄町ではいろいろな部分で不便なことがあるというようなこともあって、なかなか返納というところに向かっていかないという部分もあるのかなというふうに思っています。

何が一番大きな部分なのかというと、やはり交通手段がなかなかなくなってしまって、自分が車を運転できなくなったときに買物に行くときどうしようとか、病院行くときどうしようとかというようなところが大きいのかなというふうに思っています。そういったことでいくと、やはり交通手段、患者輸送バスだとかコミュニティバスだとかというところがあれば、十分ではないにしても移動はできますよというところになっていくのかなというふうに思っています。それにプラス、後押しとして何かというような話なのかなというふうに思っていますので、基本的にやはりそういう交通手段、まちの中の交通手段をどうしていくのかということが先決なのではないのかというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 1 番早瀬川恵君。

○1 番（早瀬川恵君） 分かりました。ありがとうございます。

私が把握していないだけなのかもしれないのですが、老人クラブですとか周知しているということなのですが、もっと皆さんに伝わるようにしてくださっているのだと思うのですが、さらに広めていただきたいなというふうに、周知してい

ただきたいなというふうに思います。

最後に、車の運転は高齢者にとって生きがいや尊厳にもつながっています。当然、高齢でもしっかりと運転されている方もいらっしゃると思います。75 歳でも若いときと同様の運転ができる人もいれば、60 歳前後から判断力や認知機能が低下し始める人もいます。そのため、年齢だけを見て、一概に高齢ドライバーは危険などと決めつけることはもちろんできません。そうは言っても、体力や視力や集中力の衰えを感じるようになってきた高齢者ドライバーが、自らの意思で自主返納を決意するために、背中をそっと押してあげることも必要だと思いますし、ずっと足寄町に住み続けていただくためにも、高齢者ドライバーの事故防止に向けた環境を整える等、町として施策を前向きに検討していただけることを願い、これで一般質問を終了します。ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、1 番早瀬川恵君の一般質問を終了します。

次に、6 番高橋健一君。

（6 番高橋健一君 登壇）

○6 番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名は、高齢者がこの町で安心して暮らせるためにであります。

1 番、今年の3 月末をもって、足寄町唯一の老健施設が廃止されました。足寄町が目指す医療・介護・保健・福祉が連携する地域包括ケアシステムの構築に、大きな支障を来すことが懸念されます。この施設の廃止により、46 人の入所者が退所を余儀なくされました。高齢者にとって、住み慣れた地域を離れることは非常に寂しいことだと思います。

足寄町は、高齢者が住み慣れたこの町で、末永く安心して暮らすことができる方策を考え出さなければなりません。町長に何か妙案があるかお尋ねしたい。

2 番目、いよいよ特別養護老人ホームの建設工事が始まりました。どのような立派な施設ができるか非常に楽しみです。

ただ心配なのは、介護職員等の人材確保の問題です。開設前にしっかり準備を整えていくことが肝要です。人材不足は十分に担保されているかをお尋ねしたい。

また、立派な施設ができることで入所希望者が増加することが考えられます。どのような基準で入所者を決めているのかをお伺いしたい。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋健一議員の「高齢者がこの町で安心して暮らせるために」の一般質問にお答えします。

1 点目の「高齢者が住み慣れたこの町で末永く、安心して暮らすことができる方策」についてですが、本町の医療と介護・保健・福祉の連携システムの一翼を担っていた介護療養型老人保健施設あづまの里が、本年 3 月に廃止となりましたが、同施設を利用して、別法人が 7 月より住宅型の有料老人ホーム「アニカ足寄」の運営を開始し、町内で暮らし続けられる選択肢が一つ増えました。

しかしながら、町内における入所施設には限りがあることから、通所介護、訪問介護等のサービスを利用し、在宅での生活を継続できるよう介護サービス事業所等と連携を図り、支援につなげているところであります。

現時点で妙案と言えるものはございませんが、町内にある介護サービスの資源を有効活用し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、今後も関係機関と連携してまいりたいと考えております。

2 点目の「特別養護老人ホームにおける介護職員等の人材の確保」についてですが、調理職員については、職員の高齢化等もあったことから、本年度において先を見据えた人員の確保を行いました。

介護職員については、新しくなる特別養護老人ホームは、ユニット型二つと従来型一つの 3 区分で構成されるため、区分ごとの職員配置をした際、現在の職員数では若干不足することが想定されていますが、ICT 等の導入を行うことで、介護職員の負担軽減を図りながら、今後必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、特別養護老人ホームの入所基準についてですが、特別養護老人ホームの入所に当たっては、足寄町立特別養護老人ホーム入所判定委員会運営規則に基づき、入所者本人の精神状況、行動障害及び介護者の有無等、入所者に対する介護の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、入所の必要性が高いと認められる申込者の入所順位を、有識者を含む入所判定会議の場で決定しており、新施設が建設されても同様の対応を継続してまいります。

今後も関係機関と連携し、住み慣れた町で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

6 番高橋健一君。

○6 番（高橋健一君） 平成 24 年に開設したあづまの里ですが、これは本当に足寄町の肝煎りで、介護療養型老人保健施設として産声を上げたわけですがけれども、残念ながら閉所に至ってしまったということがあります。

町長も過去に私の一般質問の中で、この医療法人三意会にお願いして、この地域包括支援の要になってもらいたいというような答弁を受けた記憶がございます。そういう点で非常に残念な結果に終わりました。

問題は、今までのこの老健施設のいいところは、お医者さんというか、看護師さんというか、医療がすぐ隣にあったというこ

とですよ。そういうすばらしい点があった。それがすっぱり抜けてしまうということです。また、46人の入所者の方も退所されましたし、当然職員の方も辞めざるを得なくなったという、そういう経緯もあると思うのですよね。

問題は、いろいろ大変な部分もあるのですけれども、まずは医療連携というのですか、これから医療の部分はどうやって、これまでやってこられた部分を補っていくのか、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。これからあづまさんがやってくれていた医療の部分ですね、医療連携をこれからどういうふうに補っていくのかをお尋ねしたいと思います。

やはり高齢者が、そばに医療が必要な場合がありますよね。24時間たんの吸入だとか、いろいろそういうことというのはなかなか普通の老人ホームではできないわけですよ。そういうことをこれからどういうふうに足寄町で補っていけるのかということですね。それをやっているのかな。胃ろうとかは今特養でもできていますけれども、そういう部分というか、医療の部分、今まであづまさんが担ってくれた医療の部分をどういうふうにして足寄町は補っていくのかということです。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 足寄町全体としてみれば、医療という部分でいくと、やはり国民健康保険病院が中心となって、訪問看護ですとか、そういった部分を担っていくという形になるのかなというふうに思っています。

老健施設は、当然医療と介護と必要な方が入っていらっしゃったので、当然そこにお医者さんがいて、何か必要な医療だとかそういったものをやっていくという形でやっていたわけですが、今回、新たにできたアニカ足寄については、住宅型の有料老人ホームということですので、それぞれ言ってみれば、一つの部屋が一つの住

宅という形で考えられるということになります。

下であづまさんがホームケアクリニックあづまですが、あれをやっていますので、そこと連携を取りながら、医療の部分については訪問看護になると思うのですけれども、そういう形でやっていけると。あづまさんのほうでお医者さんがいないときは国保病院だとかという形になるのかなと思いますけれども、そういう形でやっていくというようなお話を聞いております。

ですので、今までもホームケアクリニックあづまさんでやっていた部分も当然あると思いますし、国保病院でやる部分だとか、そこら辺はやはり連携を取りながらということになるのかなと思いますけれども、そういう形で取り組んでいくということになると考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 今町長のほうから、アニカさんという名前が出てきましたけれども、私も調べたら、あづまさんの後に、アニカ足寄という、そういう施設が入ってきたということなのだと思いますけれども、経営団体を調べるとホスピスですか、そういうことを中心にされている、そういう企業なのかなということで、あまりホスピスというと、ちょっとあまりなじみがないというか、やはり足寄町の人がみんなホスピスに行くのではなくて、何かホスピスというと全国からそういう医療を求めて集まってくるのかなと。そうすると、足寄との医療連携というと、ちょっと距離があるのかなと感じたのですけれども、これはもう全然私の憶測で、よく私も分からない。周りの人たちにも聞いて、一体アニカ足寄とは何という、そういうことで実態が分からないものですから、今、たまたま町長の話が出たので、アニカ足寄について何か情報があったら教えていただけますか。内容、どういうものなのか。足寄の人間がたくさん

入れるのか。確かに求人案内が出されていて、それを見たのですよね、なかなか待遇もいいなというような感じで対応していたのですけれども、人によっては何人かもう入所されていますよといううわさも聞いているし、それでもただそのうわさだけで、本当に実態が全くつかめないし、足寄にとって、何か足寄町民の高齢者に利するような施設になるのかどうか、それもちょっと私も分かりません。知っている範囲でお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） 答弁させていただきます。

アニカ足寄につきましては、先ほど町長の御説明にもありましたように、住宅型の有料老人ホームでございまして、そこで住む場所の提供と食事の提供をするというのが基本的なものです。

アニカ足寄につきましては、その有料老人ホームを28人を定員として、7月より経営を開始しているという状況でして、現在、町内の方数名入所をされているというふうには聞いております。

先ほど町長の答弁のほうから、有料老人ホームに必要があれば介護のサービスだとか、訪問看護だとかという部分が入るといふ部分の御説明がありましたけれども、こちらについては、先ほどあづまのホームケアクリニックのほうから入ることを想定して御説明がありましたけれども、そういった場合もありますし、それ以外の訪問看護だとか訪問介護だとかという部分を、必要に応じて、その場所で入所されている方が提供を受けることができるというような形になっておりますということを御説明させていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） アニカさんの実態が分からないのですけれども、足寄にとってはあまり見慣れないというか、そのよう

な施設だと思うのですけれども、いわゆる人のうわさでは看取りをするのだという、だから、ホスピスというか終末ケアとか、そういうものが中心になっていくような施設なのかなと勝手に思っていましたね。だから、どういうふうに足寄町の連携にしていくのかもよく分からない。これは個人経営だからしょうがないのでしょうかね。まだ実態がよくつかめない。お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） ちょっと補足をさせていただきますと、当院のほうにも当初説明に来られた経緯があります。

それで、内容としては、がんの末期ですとか、難病疾患等の医療依存度の高い方、こちらの方々を基本的に対象にしているというような形で、いろいろ疾患名、神経難病ですとか、そういった方とか、本当にがんでも末期で残り幾ばくもないというような方を基本的には対象にしているというようなことをお聞きしております。それがホスピスという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 分かりました。

いろいろ聞かれるものですから、今の説明で何となく分かってきましたけれども、非常に新しい施設ですね。終末ケアですね。いわゆる重度の難病ですよ、それからがんの末期の方の対応をされるという、そういう施設だということが分かりました。

ちょっと長くなるので、また次に行きますけれども……、何かありますか、説明。すみません、よろしくお願いします。ありがとうございます。いろいろたくさん。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） 今、病院事務長のほうから入所の部分の一部の部分につ

いて補足説明をしていただきました。

先ほど私が申しましたように、ここは住宅型の有料老人ホームですので、ちょっと支援が必要な方だとかも入れるという部分になっておりますので、入所を受け入れることが可能な中に、先ほど事務長がお話にありましたがんの末期だとか、難病疾病等医療依存度の高い方も対象とさせていただいているというようなお話をお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 分かりました。一部としてそういうこともやりますよということですね。ありがとうございます。これで皆さんに説明できると思います。

次はキャパシティの問題なのですよね、キャパの問題です。いわゆるあづまの里で46人の入所者が退所されました。46人いわゆる減ったということですね。そういう介護が必要な方が退所しているということは、足寄に受皿がないから、きっと町外とかそういうところに行かれたのではないかと、ほとんどの人が。非常にそういうのが寂しいなというふうに私は思っています。

それで、キャパの問題で今調べたら、これは渡辺町長の答弁だと思うのですが、平成30年に私、認知症の問題で一般質問させてもらったときに、渡辺町長から回答を得ています。そのときに、平成37年にはと書いてありますけれども、これはきっと令和7年の間違いではないかと思うのですけれども、平成37年には5人に1人、2050年に5分の1が認知症だという。そうすると、足寄で換算すると、人口6,000人で40%は2,400人、その5分の1ですから480人が認知症。さらに、最近言われているのは、軽度認知障害というのがあります。MCIというのですね。これがまた全国で400万人いるという。物忘れがひどいとか。これはほとん

ど私にこういう症状が出ているので、これは気をつけなければいけないと思うのですけれども、これは5年後で大体45%が認知症になるという、そういう統計も出ていますよね。それを含めると、かなり多くの人たちが認知症にかかっている、また認知症の予備軍として足寄町に存在するということになります。

そうすると、足寄町の認知症に対する施設が足りないのではないかと。キャパが全然足りていないぞと。それに対して町長、どのように考えを持っているのか、新しくつくるのか、そんなのとてもできないから放っておくのか、そういうことについて、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 認知症の数については、今年だったと思いますけれども、新聞に載っていて、ちょっと記憶では、以前から比べると大分、率としては減ってきているというような報道がされていたかなというふうに思います。それはやはり認知症に関してのいろいろな認識だとか、それから予防だとか、いろいろなことも含めてあったりとか、というようなこともあるのかなと思いますけれども、以前推計していた数よりも減っているということみたいです。

ただ、そうはいっても、かなり多くの方たちが認知症になる可能性があるというのは、間違いないのかなというふうに考えています。そうすると、その人たちが認知症になったと判断されたときに、全ての方たちが施設に入らなければならないのかということになってくるのかなというふうに思います。認知症になったということで、今の人口に想定して何%ということでは掛けていくと、多分施設自体は足りないということになると思いますけれども、必ずしもそういう方たちが施設に入らなければならないのかと。認知症になっても軽度の方だとか、いろいろな方たちがいらっしゃる、

自分は自分なりの生活ができるという方たちもいらっしゃるということになるのかなというふうに思います。認知症だから必ずしも施設に入らなければならないという状況ではないと。認知症の方でも自分なりの生活をしていけるという方たちもいらっしゃるということなのかなというふうに思っています。

ただやはり、家族の方たちの負担だとか、いろいろな症状によって徘徊だとか、いろいろな問題が起きたときには、やはりそういう施設にも入所しなければならない方たちもいるのかなというふうに思っています。そういう方たちが今後どの程度増えていくのかと、施設が必要になるという方たちが、どの程度になるのかといったところのことにもなるのかなというふうに思っています。

今、認知症の方の3ユニットかな、今施設的には3ユニットというのか三つぐらい施設があって、そこに入れる方たちの人数ということになると27人ぐらいの定員ということになるのかなというふうに思っています。これはこの27人で足りるのかどうなのかという話になるのかと思いますけれども、そこの部分というのは、これからまた検討という部分もありますけれども、前に安久津町長が言っていたのは、特別養護老人ホームよりもこれから認知症だとかの方たちのグループホームのほうが必要になってくるのではないのかというようなことも言われていましたので、多分体が動かなくなってきたりだとかということでの特養よりも、認知症だとかの方たちの施設のほうが、これからもしかすると必要度が高くなってくるのかなというふうに思っています。

現状でいくと、今認知症の方たちの入っている施設自体は満床ということになっていまして、なかなかそれ以上に受け入れられない部分というのはあるのですけれども、今後どうしていくのかといった部分で

いくと、もしかするとそういう施設がまた必要になってくるかもしれないなというふうに考えています。たしかむすびれっじのところにももう一つ施設をもう1ユニット建てるだけのスペースをたしか確保してあったと思います。9人ですね。1ユニット増築したときにもうたしか1ユニット建てるだけのスペースが確保されていたかなというふうにちょっと記憶しています。そういったことも踏まえて今後の状況を見ながら、そういうことが必要になるときがまた出てくる可能性はあるのかなというように感じているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君の一般質問の途中でございますが、11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

6番高橋健一君の一般質問の再質問から再開をいたします。

6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 大体町の考え方が少し分かってきたような気がします。

とにかく今、特養などを造るのでお金もたっぴりかかるし、とてもではないけれども新しい老人ホームなどは町ではつくれないという、そういう方針だと理解していますけれども、ただ一つ朗報は、むすびれっじでもう1棟増えるかもしれないということです。それはありがたい。いつできるか分からないのですけれども、それは朗報だと捉えております。

少々恨み節をちょっと炸裂させていただければ、やはり定員としては随分足りないですね。新しい特老でも定員が49人ですか、49人ですね。それからむすびれっじのグループホーム、1棟9人で2棟ですから18人、それからママサポートえぷろん、うらら花が10人ですか。それで、算

数できないな、最近ちょっと認知症が進んでいるわけで計算できないですけども、77名ということになります。まあまああるかなという、そういうイメージもあるのですけれども、待機者がたくさんいれば、私の入る余地ないのですよね。隙間すらないという。私の5年後、10年後どうなるのだということになれば、「あんたは家で野垂れ死にしろ」と、そういうことかなと。それは自己責任もあるのかもしれませんが、そういうふうな覚悟を決めていかなければいけないと、そういうふう考えざるを得ないわけですね。

いわゆる、来年ですか、団塊の世代が75歳を迎えるわけですね、全員が。皆さん一生懸命頑張ってきて、いわゆる戦後のベビーブーム、たくさんの人たちが生まれて、そして日本の高度経済成長を持ち上げてきた大功労者ですね。その大功労者が定年して、さあ、どうするか、さあ、これから温泉行って温泉三昧で、趣味を生かして、老後は高齢者の老人ホームでかわいいヘルパーの方に囲まれて、幸せな最期を迎えられるのではないかと、極楽極楽となるはずだったのですけれどもね、なかなか現状がそうはいかなくなってくる、そんな気がしますよね。やはり最終的には家庭で見るのが中心なのではないでしょうか。最近の傾向になると、足寄で駄目ならほかのところを探しなさいという、そういうことになってしまえば、いわゆる高齢者が最後まで、いわゆる幸せに安心して暮らせるまちづくりというのは、これはフェイクだということにならざるを得ないのではないかと、そんな気がしますけれどもね。

時代が変わってきているのかな。いわゆる時代がそのときそのときで要求するようなニュアンスが、随分変わってきていると。大げさに言えばパラダイムというのですか、パラダイムが変わってきていると。前は公助だった、それが共助に変わって自助になると。最初の公助は、国がきちんと

全部面倒見るから大丈夫だよと。それから国がちょっと危なくなってきた、借金もかさんで高齢者に金回せない、共助、お互い助け合いなさいと。助け合いなさいといつても、今度はそれぞれ大変なのですから、個人個人が、人の面倒など見れないよと。そうしたら、自助になるわけですね、お前勝手にやれと。それで間違ったら自己責任だと。そういうふうな世の中の流れになってきているのではないかと。

やはりどこかで足寄町は最後にあまり大きな動きに惑わされないで、しっかりと足元を固めて、足寄の老人福祉を考えていってもらいたいと、そういうふうに思っています。ぜひ、よろしくお願いします。

あんまり解決策になっていないのですけれどもね。まだ何かできるような気がします。まだ足寄町でできるような気がします。ただ、あとは家にいて、訪問介護と訪問看護ですか、それで何とか間に合わせなさいというのではなくて、まだ何かあるような気がするのですけれどもね。

そして、問題は認知症の問題だけではなくて、私も最近考えるのは、年を取ってくるといろいろなところに悪い症状が出てきますよね。もう目も見えなくなるし、耳も聞こえなくなるし、手足動かないと。体の動きが取れない、しまいには骨折だということになれば、やはり一人で暮らせることができなくなるわけですね。それはもう認知症ではなくて、やはり自分で自分の家で暮らせなければ、やはりどこか施設に入りたいと。そういうためにいわゆるケアハウスがあって、非常にケアハウスは重宝されています。そのケアハウスが今ちょっと経営的に厳しいなどというところがっかりしますよね。これどうなっているのだと。世の中がどこかでちょっとおかしくなっているのかなという気がします。そのケアハウスについて、今後、いろいろ金銭的には大変になってくると。そのケアハウスに対して、足寄町はどうやって助成していくの

か、どうやって補助していくのかをちょっと伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ケアハウスのお話でございますけれども、ケアハウスは比較的体の具合が悪いだとか、そういうことではなくて、健康な方たちが住まわれている施設ということで、介護保険だとかそういうものに該当するものではないということになるわけなのですけれども、そういった意味では、言ってみれば、言い方としては合っているかどうかかわからないですけれども、老人下宿みたいな、昔は何かそんなことを言われていたような気もします。ですから、それぞれの部屋にそれぞれの自分たちの生活空間があって、食事だとかお風呂だとかそういうのは一緒にというような形なのかなと思います。そういう形でやってこれて、比較的今までも議会の中でもいろいろ説明させていただきましたけれども、住宅部分、家賃部分みたいなところが入所されている方たちからもらっていない部分もあって、ほかのケアハウスから比べると比較的安い利用料金の中に入れるということで、町民の方たちにとっても非常に重宝されているという言い方なのか分らないですけれども、入所をして、そこで生活ができればというふうに思っている方も多いのかなと思っています。

現在70床ということで70部屋があって、あそこに70人の方たちが住まわっているということになるのかなと。待機というか、入所待ちという方たちもいらっしゃるというふうに聞いておりますので、やはりそこに対する期待感というか、町民の方たちの期待感みたいなものもやはりあるのかなというふうに考えているところであります。

そういう施設ですから、それぞれ自分たちの自宅で生活できるうちは、それぞれ自宅で生活をしておられて、どうも一人で住

むのはちょっと不安だなと、家で一人で住むのは不安だなと思われる方たちが、そういう、言ってみれば、下宿というか、食事だとかお風呂だとかといったところにはそんなに心配しなくても生活していけるよと。あとふだんのことは大体自分でできますよという方たちがということで、自宅からケアハウスにというようなことで住まわられているのかなというふうに思っています。

やはり自宅で住んでいるうちは、ある意味自宅ですので、気ままに生活ができるので、食事の時間も別に決まっているわけでもなし、起きるのも何時に起きてもいいやというような形で気ままに生活できるので、多分それが一番個人としては一番楽に生活できるのかなと思いますけれども、そうでもなくなればという形なのだと思いますね。そういう方たちがこれから、今まで自宅で住まわれている方たちが順次そういう、ちょっと一人では不安だなと思われる方たちが出てくると、そういうケアハウスにというようなことになってくるのかなというふうに思います。

経営的には、先ほども言いましたように、住宅料部分が収入として見込めないというところで、もう25年くらいたちますので、一定程度施設としても老朽化が進んでいるところなどもあって、町からも支援をしながら、今年はお風呂を直したりだとかというようなことでやってきているところであります。そういうことで、家賃部分がきちんと今まで入所されていた方たちから頂いて、それを積み立てておいて、大規模改修だとか、壊れてきているところの改修に回せるような、そういう経営ができていれば一番よかったのだろーと思いますけれども、そうではないというところで、今後改修に対する費用というのが、施設自体ではなかなか出せないという状況なのかなというふうに考えています。

最近の物価高だとか、それから人件費の

高騰だとか、介護をする人たちを探したりだとかというのなかなか難しくなってきたりだとか、そういった意味で、運営費自体もかなり上がってくるというところで、運営自体も大変になってきているという状況の中で、やはり町からの支援だとかがなければ、なかなかその改修というのはできないだろうというように考えています。先ほど言いましたように、25年たっていますので、いろいろなところに多分支障が出てくる可能性があるのも、その中についてはやはり今後、支障が出てきてくる中で、一定の支援を町としてもしていかなければならないのかなというように考えています。

あと、家賃部分だとか、今頂いていないわけですが、そういうことが制度的にできるような方法が取れないのかというところも、町としては、道だとか国だとかにも要望しながら、少しでも法人の経営に少しでもプラスになるような方法だとかが取れないかといったところもやっていたいかなければならないのかなと考えているところでもあります。

全体として、もともと民間でやってきているところですので、本来は民間できちんとやらなければならないというのが建前だというふうに思っています。それは老健のときもそうなのですが、基本的にはやはり民間で運営してきたものは民間でというふうに思うのですが、ただ、足寄町の高齢者の皆さんたちの資源として、高齢者の人たちの福祉の資源として、そういうものがやはり必要だよという部分では、一定の支援もしていかなければならないのかなというふうに考えているところでもあります。どう支援していくのかといった部分でいきますと、本来からいくと大規模改修でどんとやれるようなことが一番いいのでしようけれども、それもまた一遍にやるということになるとかなりのお金がかかるというところで、順次計画的に支援、町の財

政にも限りがありますので、やれるところからやっていくという形にならざるを得ないかなと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） ケアハウスに関しては、若干、町長、曖昧な回答になりましたけれども、困ったなというところですね。何とかしてあげたいけれども、どうしていいのかわからない、今のところは迷っている。そろばんはいろいろはじいて、どれくらいかかるのかという試算をしているみたいなのですが、それを実際町でやるとすると、これ莫大な費用がかかるということは何となく想像がつきます。これも困ったまま通過してしまうのですが、何とか皆さん、それこそ国とか道にも働きかけて、何とかそういう予算を持ってこられればいいなと希望的観測で見ておきたいと思っています。

次に移りますけれども、いよいよ特養の問題になります。特養なのですが、私、毎日のようにあそこの横を通りましてずっと見えています。今はちょうど大きなコンクリートの土台を埋めているところで、だんだん出来上がっているのだというふうに見えています。毎日、あそこを通るので、パチンコ屋さんに通っているわけではなくて、足寄町の福祉課の特定健診で引っかかりまして、保健師さんにこんこんと、このままいったらとんでもないことになるよというふうに驚かされまして、毎日ウォーキングをしています。その通り道になっていますので、よく分かるのですが、だんだん出来ていく姿を見ているといいものだなと思って見えています。

そこでお伺いしたいのは、予定どおり工事が進んでいるのかと、一体いつどんな感じで完成されるのかという、大まかでいいですからちょっと説明していただけるとありがたいのですが、よろしく願いします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

過日、工事発注の際には議決をいただきまして、工期を来年、令和7年9月1日までということで発注をかけさせていただいております。

現在、議員がお話にありましたように、基礎部分だとかの工事をしている状況でして、今現在の段階では担当のほうからは、工事的な部分で遅れが出ているというようなお話は聞いていない状況なので、当初の計画どおり進んでいる状況かなというふうに考えているところでございます。

工期的には、令和7年9月1日までの工期となっておりますので、そこに向けて今工事を進めているという状況でございます。（「開業は」と呼ぶ者あり）

開業については、工事の完了が今9月1日を予定しておりますので、その後、工事の検定等をしまして、工事の検定が終わった後でないと備品等の整備、搬入等ができませんので、その後1か月程度かかるのではないかなと思いますので、今の状況でいくと10月ぐらいになるかという部分なのですが、今はまだはっきりとそこら辺の部分については、確定等の月日については申し上げることができないということで、御了承いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） ありがとうございます。

来年9月までですね。非常に楽しみにしているのですが、残念ながら私が入る本当に隙間がないということで、49床ですか。そして、予備の部分がありますよね。ユニット、短期入所というのがありますけれども、短期入所をつくっている目的は何ですか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答

弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

特別養護老人ホーム、現在もそうなのですが、本入所の部分、本入所の場合は介護度3以上ということで本入所になりますけれども、介護度3未満であっても自宅で介護がちょっとすることが短期間に厳しいだとか、介護する人の状態等の手間とかが大変だとかという部分の中で、一時的に入所をできるという形になっているものが短期入所でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 本当に困ったのは、特養というのは介護度3以上でなければ駄目なのですね。特例でごまかすといったら悪いですが、1でも2でも入れられるような特例というのはないのでしょうか。無理ですか、無理ですね。どうなのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

原則、介護3以上が特別養護老人ホームの入所の基準となっておりますが、家族の状況だとか、家庭の状況、経済的な状況だとかそういったものを踏まえて、特例入所という制度もございますが、今現在、本町の中で特例入所を適用している入所の方は、今現在の中ではないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 過去にはいらっしやったのですか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） 過去にはそういった方はいらっしゃいましたが、本当に特別な、先ほど言いましたように、特別な事情により特例入所をしたという形になっ

ております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） これに対しては深入りするつもりはありません。

それから、入所の条件ですよ。やはりこれだけ立派な施設ができると、私も私もという感じで入所希望が殺到するのではないかという感じがしますが、入所の条件ですよ。それをもうちょっと詳しく、何かポイント制とかがあるのですか。こうなったら、何点になったら入れますよとか。やはり申込順ではないですよ。そういうことではないですね。何か非常に難しいなと思うのです。その辺の判定が非常に難しいのですけれども、公平にやるためにはどのようなことを考えていらっしゃるか。お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

特別養護老人ホームの入所に際しましては、答弁の中でもお話ししましたが、入所判定委員会を開催をして入所をする形になっております。その中で、介護者の状況ということで、家族の構成だったり、介護者がいるかないかだとか、そういった部分。当然、先ほど言いましたが、介護度が3以上であるかというのも原則出てきますけれども、あと、身体的な状況ですとか、細かな部分、一応基準項目を設けて、そこにチェックをしていって、そして最終的にはそこを点数で判定をするような形になっていきます。ですので、議員が先ほどお話がありました、入所の受付順ということではなく、優先度を判定して順位を決定していくというような形になっています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） いわゆる認定の委員会のメンバーというのは、どういう方で

構成され、何人ぐらいで構成されていますか。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

入所判定委員会のメンバーにつきましては、有識者を含む、現在8名という形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 詳しくどうもありがとうございました。

この特養はなかなか大変で、これから見守っていききたいと思うのですけれども、例えばこんな話を聞いたのが、非常に凶暴な方とか、そういう方ははじかれるのですかね。いわゆる入所される方で非常に暴れるとか、ほかの入所者に暴力を振るうとか、そういう方は当然アウトですね。

○議長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

やはり施設の中で、他人に危害を与えるだとか、そういった部分がある場合については、その施設での対応が困難でありますので、その対応ができるような、精神的な状況からくるものであれば、精神的なところの医院のほうにおつなぎをするだとかというような形で対応させていただくというふうになっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） ありがとうございます。やはりそういう方、そういう凶暴な方も、自分で好きで凶暴になっているわけではないのですから、そういうところも精神的にケアしてくれるようなそういう施設もあるということで、そちらのほうに回せるということなのではないでしょうか。分かりました。そういうことだと思うのですけれども。

そんな感じで、非常に特養ができるのが

楽しみなのですけれども、やはりまだまだこれでも本当に収容人数が足りないと思っています。今後の高齢者の福祉を考える上で、やはり昨日の田利議員ではないですけども、お金をかけないでやりたいですね。お金をかけないで、みんなが幸せなそういう足寄のまちをつくりたい。それが大事なことだと思いますよね。

私も昔ちょっとこれはいいなと思ったのは、富山型ケアというのがありまして、富山型デイサービスか、そういうのがありまして、やはり10人か20人ぐらいが集まって、その中で高齢者もそれから障害者も子供たちも一緒に暮らせるような、そういう、小さな民家なのですけれどもね、それを改造して生活する。お金がかからなくていいなと。最初は、こんなことできないわと言われていた富山県の看護師さんが始められたのですよね。それが結構全国に広がったという。なかなか足寄まで行かないし、高橋おまえやればいいじゃないかと言われると、私はなかなか年齢ですし、逆にこんなところにお世話にならなければいけないかもしれませんので、なかなか実行というのは難しいですけれどもね。そういうものを含めて、何か足寄で足寄式のデイケアでも老人ホームケアでもいいですけども、何かそういうものを見つけて、本当に高齢者が幸せに安心して暮らせるまちづくりをつくっていただきたいと思っております。最後に、そういうことを含めて、これからの展望を町長にお伺いして、私の一般質問に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 富山型ですとか、いろいろお話いただきましたけれども、私も富山型は名前は聞いた記憶はあって、きっと中身も聞いたのだらうと思うのですけれども、中身ちょっと忘れてしまいました。

ただ、先ほども言いましたように、議員

も仰せられました、もともと施設中心の福祉というのが、次第に在宅にだとかということで変わってきてるのかなと。在宅といっても、それぞれの家庭で介護だとかというのはなかなか大変な部分もあって、今は地域ごとだとか、そういった公助、自助、今共助だとかというところにもしかしたらなるのかもしれないですし、そんな形になるのかなというふうに思っていますし、富山型だとか、デイサービスだとかというのもそういう意味でいくと、共助の部分にもしかしたらなるのかなというふうに思っています。

なかなか施設自体で施設介護だとかというのが、それでやれば、今みたいな核家族という時代でいけば施設介護だとかというのは本当は合っているのかもしれないのですけれども、ただやはり施設をどれだけつくったら間に合うのかだとか、将来的なことを考えたときにどんどん施設をつくっていったら、将来余るといふか使われなくなるのではないかだとか、そんなことも考えたときに、将来も見据えながら、この程度の施設でだとかという形に今はなってくるのかなというふうに思っています。

そういう形で特別養護老人ホームも造っていますし、また、むすびれっじですとか、それからケアハウスですとか、それぞれNPOさんでやっているような施設ですとか、それから新しくアニカ足寄ですとか、そういう足寄町内にある施設を、まずは施設資源をどう有効に使えるのかといったところなのかなというふうに思っています。その施設をどう有効に使うのかといった部分では、やはりそれぞれどう連携を取っていけるのかというようなことになるのかなと。その人その人、介護が必要だと思われるような人たちをみんなで見ながら、この人はどういう形で介護していくのかだとか、どういう施設が必要なのか、どういうところで、例えば在宅だったら在宅のサービスが必要なのかというような、そ

ういうことを協議しながらみんなで支えていくという、そういうことになっていかなければならないのかなというふうに思います。それでないと、なかなか一人だけで考えて、家族の中で何とかしようというふうに考えても、これはなかなか限度があるのかなというところだというふうに思っています。

そういうことで、今後、医療を中心としながら、介護・保健・福祉の連携システムだとかというところ、そういうみんなで連携をしながらやっていきたいと思います。ところが、やはりこれから足寄町の中できちんと機能していくような形にしなければならないのかなというところだと思います。

今後の先を見ながらやらなければならない部分というのはいっぱいありますし、それから一つはそういう連携システムだとかというところ、それから住民の方たちも一緒に参加していただきながら、みんなで共助という部分、最近ちょっと研修に行つて、御近所とかと、共助、言ってみれば御近所の方たちがみんなでやりましょうという話なのですけれども、そういう周りの人たちの手助けとか、そういったところもやはり御近所力みたいなのができるくらいいいのかなと考えているところがあります。

いずれにしても、町だけで何とかということにはなりませんし、民間のいろいろな施設、それから住民の人たちも交えながら、みんなで支えるところ、お互いに支えるところは支えていこうという、だから共助というのだろーと思いますけれども、そういうことも進めながら、今後の老人福祉とか、高齢者のための福祉だとか、そういったものだけではなくて、まちの中のいろいろな取組というのは、みんなそういう形で進めていかなければならなくなってくるのかなと。人口減少の中で、そういうお互いに支え合うという、そういう形にならざるを得ないかなというふうに思ってい

るところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、6番高橋健一君の一般質問を終了します。

以上で一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 報告第17号

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 報告第17号令和5年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 追加提出議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第17号令和5年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり御報告をするものでございます。

まず1点目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率についてですが、①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率はともに黒字であるため数値の表示はございません。

③の実質公債費比率は11.8%でございます。

④の将来負担比率はマイナスでありますので、数値の表示はございません。

2点目は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づ

く公営企業の資金不足比率についてですが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、数値の表示はございません。

2ページから4ページに監査委員の意見書を、5ページから7ページに各比率の積算資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第64号から議案第73号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 議案第64号令和5年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第12 議案第73号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第64号令和5年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてから議案第73号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

議案第64号令和5年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度足寄町上水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和5年度足寄町上水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第65号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、追加提出議案書の8ページをお願いいたします。

議案第66号令和5年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度足寄町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第67号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

9ページをお願いいたします。

議案第68号令和5年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会

の認定に付するものでございます。

次に、議案第69号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

10ページをお願いいたします。

議案第70号令和5年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第71号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

11ページをお願いいたします。

議案第72号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第73号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第64号令和5年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定

についてから議案第73号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにしたいと思います。

なお、議会は令和5年度決算審査特別委員会に対して地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

午後 1時13分 休憩

午後 1時17分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 諸般の報告をし

す。

令和５年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので御報告いたします。

委員長に多治見亮一君、副委員長に川上修一君、以上のとおりです。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

次回の会議は、９月３０日、午前１０時より開会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 １時１８分 散会

